

第4章 「気になる子」が 溶け込む学級づくり 「基本ステップ」各論

「あきらめない、見捨てない覚悟」という地盤を固めて、インクルーシブ教育というゴールを目指して、いよいよ「基本ステップ」の各論の説明に入ります。

1 知らないではすまされない特別支援教育

基本ステップ1：「気になる子」の理解

私は、各地で校内研修会や講演会を行うとき、冒頭で2012年12月に文部科学省が行った調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」について触れます。これは、小・中学校の通常学級に在籍する子どもたちに関して教員を対象に行った調査です。このなかで、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、「6.5%」とあります。しかし、この「6.5%」という数字は、全国の先生方には思いのほか知られていないと感じています。この数値は、医者による発達障害の診断がなされた子ども

の割合を示すものではありません。学校で子どもたちに日常的に接する私たち教師が複数の目による行動観察のもと、文部科学省によって提示された質問項目を用いながら把握した数値です（診断のある子も含まれます）。つまり、本書で述べてきた「気になる子」のことです。

文部科学省調査の結果、6.5%という数値が示されていますが、各学校によっては「本校は20%を超えている」「本校は3%程度」等々、バラつきが生じることでしょう。しかし、私たち教師は、「6.5%」という数値を常に念頭に置き、「もしかしたら学級の〇〇君や〇〇さんは、学習・行動・対人関係のいずれかにおいて困っているのかもしれない」と思いを寄せることは大切です。

教師の指示の聞き逃しが多く、頻繁に忘れ物をするA君がいたとしましょう。「A君は不注意のレベルではなく、生まれながらにして短期記憶の力が弱くて困っているのかもしれない」と思いを寄せることのできる教師であれば、「A君には指示を紙に書いて手渡そう」という支援ができます。

学校現場では、「気になる子」を前に、「親のしつけが悪い」「子どもの不注意」等々、その子の保護者やその子自身に責任を被せてしまうかのような教師の声を耳にすることがあります。心理学的には、A・フロイトが整理した「防衛機制」（適応機制）の「合理化」を発動し、教師である自分自身が倒れないよう、心が無意識に守りを固めているのかもしれない。その恩恵には感謝するとしても、教育のプロである私たちは、「気になる子」が抱えている問題を、保護者やその子に「返す」のではなく、私たち自身が「引き受ける」覚悟も必要なのではないでしょうか。

このように、学校・学級における「気になる子」の存在がデータとして明らかになっている以上、発達障害について、そして特別支援教育について、今や、「知らないではすまされない」と感じます。



発達障害の基本的な理解のために

発達障害の詳細は、D S M (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders : アメリカ精神医学会による精神疾患の診断・統計マニュアル) や、世界保健機関 (W H O) による I C D (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems : 疾病及び関連保健問題の国際統計分類) から学ぶことができます。ここでは、学校現場で「気になる子」の支援を行う教師が知っておきたい基本的なことに絞ってお伝えします。

それぞれの特性については、この後、具体的な事例とともに触れるほか、次ページの囲みで紹介した書籍などを参考にさせていただきたいと思います。

(1) 発達障害者支援法による発達障害の定義

2005年4月から施行された発達障害者支援法(2016年改正)では、第2条で「発達障害」とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」と定義されています。

「広汎性発達障害」(P D D : Pervasive Developmental Disorders) とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称です。